

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／ポスト5G情報通信システムの開発」に係る追加公募に関するQ&A

2021年3月19日更新

| 資料名 | 該当頁 | 該当項目 | 問 | 答 |
|------------------------|------|-------------|--|--|
| (様式第1) 提案書フォーマット | P.11 | 2-1.研究開発責任者 | (1)研究開発責任者と(4)実用化・事業化責任者が同一人物でも問題ないか。 | 提案書記載のそれぞれの条件に合致する方であれば、同一の方でも問題ありません。 |
| | P.13 | 2-3.実施体制図 | 実施体制において、再々委託は認められていないが、グループ会社の場合も再々委託先として認められないか。 | グループ会社でも再々委託は認められません。 |
| | P.19 | 4-1.予算の概算 | 研究に必要な測定器、設備の申請額は、直接経費に該当するのか。 | 研究開発に必要な機械装置等費は直接経費となります。また、労務費、その他経費も直接経費となります。 詳細につきましては、「委託業務事務処理マニュアル」P.40～P.45をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100906421.pdf |
| 中小企業の場合、間接経費率は20%となるか。 | | | 中小企業の場合、間接経費率は20%が上限となります。 | |
| その他 | — | 委託費の支払い | 委託費の支払いはいつになるのか。 | 委託費の支払いは、年4回(5,8,11,翌年2月)の概算払いの機会がありますので、申請して頂くことで委託事業期間中の支払いが可能です。 概算払いの詳細については、「委託業務事務処理マニュアル」P.170をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100906421.pdf |
| | — | 資産の所有権 | 研究開発で必要となる測定器、設備を購入する場合、所有権はどこに帰属するのか。 | 取得価額が50万以上(消費税込み)かつ法定耐用年数1年以上の資産は、委託事業期間中はNEDOに所有権が帰属します。 委託事業期間終了後は、有償により残存価額でNEDOから譲り受けて頂くことになります。 |